

意見書案第1号

「テロ等準備罪」（共謀罪）の創設に反対する意見書の提出について

首題の事件について、別紙のとおり衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官に意見書を提出する。

平成29年5月18日提出

提出者

長久手市議会議員 さとうゆみ

賛成者

長久手市議会議員 上田 大

長久手市議会議員 大島令子

長久手市議会議員 じんの和子

長久手市議会議員 林 みすず

要 旨

政府は、東京オリンピック・パラリンピック開催を3年後に控え、テロ防止に必要だとして「組織的犯罪処罰法」の改正案を今国会に提出し、「テロ等準備罪」（共謀罪）の創設をめざしている。日本にはテロにつながるような重大犯罪を未然に防ぐ手だてが法制化されており、新たな法整備の必要性は薄い。一般市民、そして幅広い市民運動、労働運動などが監視の対象となる危険性がある。法務大臣、副大臣は国民に対して法案の十分な説明ができていない。思想信条の自由といった人間の基本的な権利を制限する「テロ等準備罪」（共謀罪）の創設に反対する。

別紙

「テロ等準備罪」（共謀罪）の創設に反対する意見書（案）

政府は、東京オリンピック・パラリンピック開催を3年後に控え、テロ防止に必要だとして「組織的犯罪処罰法」の改正案を今国会に提出し、「テロ等準備罪」（共謀罪）の創設をめざしている。

政府はテロ防止のためと説明しているが、日本にはテロにつながるような重大犯罪を未然に防ぐ手だてが法制化されており、新たな法整備の必要性は薄い。「共謀罪」は過去3回廃案になっている。今回名称を「共謀罪」から「テロ等準備罪」に変えているが、実際に犯罪行為を行わなくても相談したことを罪に問うという本質的な部分に変わりはない。

また、「テロ等準備罪」は一般市民が対象とならないよう、犯罪の主体を「組織的犯罪集団」とする、対象となる罪を絞り込む、構成要件に準備行為を加えるなどの対応を図るとされているが、それらの定義はあいまいで、一般市民、そして幅広い市民運動や労働運動などが監視の対象となる危険性がある。政府見解では、正当な活動を行っていた団体であっても、その目的が犯罪を実行することに一変したと認められる場合には、「組織的犯罪集団」に当たり得るとしている。

政府提案の法案であるにもかかわらず、法務大臣、副大臣は国民に対して十分な説明ができていない。多くの国民の理解を得ることなく、思想信条の自由といった人間の基本的な権利を制限するものを通すべきではない。

よって、本市議会は、国に対し、「テロ等準備罪」（共謀罪）を創設しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 月 日

愛知県長久手市議会

提出先

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
法務大臣	金田勝年	殿
内閣官房長官	菅 義偉	殿